

中小企業等経営強化法の概要

平成28年6月

中小企業庁

1. 生産性向上のための措置の必要性

(1) 生産性向上の必要性

少子高齢化、人手不足等の状況においては、製造業はもとより、相対的により生産性の低い非製造業において、中小企業・小規模事業者等の生産性の向上が不可欠。

(3) 業種別の課題への対応

生産性向上のための取組は、事業分野ごとに企業が抱える経営課題や解決手法が異なるため、同業者等のベストプラクティスをもとに、自社において対策を講ずることが効果的。

中小企業・小規模事業者の生産性向上のための法的枠組み

- ・政府が、生産性向上に役立つ取組を分かりやすく中小企業・小規模事業者等に提供
- ・適切な取組を計画した中小企業・小規模事業者等を政府が積極的に支援

(2) 業種横断的な課題への対応

事業活動に有用な会計管理の徹底、財務内容の分析、ITの導入等、経営資源を十分活用するための取組が大事。支援機関による伴走型の支援が重要。

(4) 中堅企業の重要性

中堅企業は、地域の中小企業との取引のハブとなるなど、地域経済を牽引する存在。中堅企業の生産性向上も一体的に支援することで、地域経済に大きな波及効果をもたらすことができる。

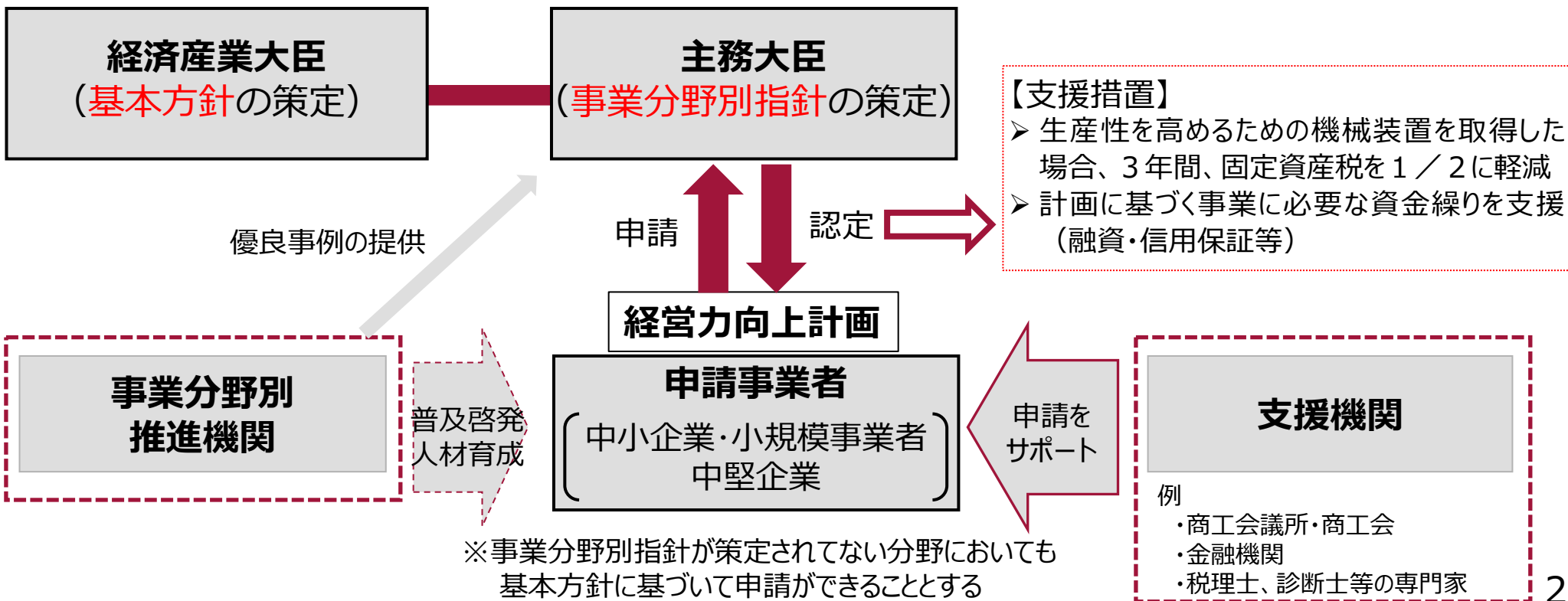
2. 中小企業等経営強化法案の基本的スキーム

(1) 政府による事業分野の特性に応じた指針の策定

国は、基本方針に基づき、事業分野ごとに生産性向上（「経営力向上」）の方法等を示した事業分野別の指針を策定。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴きつつ、経営力向上に係る優良事例を事業分野別指針に反映。

(2) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。



3. 中小企業等経営強化法の位置付けについて

- 企業のライフステージのうち、これまで直接的な支援対象としてこなかった「**本業の成長**」を今回新たに支援する。

創業

- ・新事業活動促進法
(創業時の債務保証等)
- ・産業競争力強化法
(市町村での創業支援体制整備等)

事業環境の改善

- ・下請代金法／下請振興法
- ・地域商店街活性化法

生産性の向上

本業の成長

経営の強化

新分野への進出 新事業の開始

- ・新事業活動促進法
(経営革新計画・新連携計画)
- ・農商工連携法／地域資源法
- ・産業競争力強化法
(企業実証特例制度等)

経営承継 事業再生

- ・経営承継円滑化法
- ・産業競争力強化法
(事業再生計画等)

4. 「稼ぐ力」の強化に関する総合的支援策

中小企業・小規模事業者等の「稼ぐ力」の強化

生産性の向上（経営力向上）

取引条件の改善

○ 法律（中小企業等経営強化法）

- 事業分野別指針の策定
- 支援機関・推進機関によるサポート
- 経営力向上計画の認定

【本法による支援措置】

- 生産性を高めるための機械装置を取得した場合、3年間、固定資産税を1 / 2に軽減
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（債務保証、輸出信用状の発行（日本公庫）等）

○ 予算

- ものづくり・商業・サービス革新事業
新商品・新サービスの開発、生産・業務プロセスの改善等の費用を補助
- 小規模事業者持続化補助金
小規模事業者が行う販路開拓に係る費用を補助
- よろず支援拠点
売上拡大や経営改善等に関する相談にワンストップで対応
- 中核人材育成事業
製造現場やサービス業で働く中核人材の技能・技術の向上等を支援

○ 税制

- 中小企業投資促進税制及び少額減価償却資産の特例<国税>
機械装置やパソコン等を取得した場合に、特別償却（即時償却含む）又は税額控除
- 所得拡大（賃上げ）促進税制
雇用者への給与等支給額を増加させた場合に、税額控除

● 実態の把握

- 政労使合意を受けて、大企業、下請等中小企業に対し大規模な調査を実施。また、中小企業ヒアリング（三次下請、四次下請等）も実施。
- これを踏まえて、今後、大企業に対するヒアリングを行い、政労使合意の更なる浸透を図る

● 下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用

- 立入検査
- 指導、公取委への措置請求

● 指導・要請

- 業種別下請取引ガイドラインによる指導
- 下請中小企業振興法・振興基準に基づく要請

● 下請かけこみ寺の機能強化

- 下請等中小企業・小規模事業者の価格交渉力強化を支援

○ 融資

- 商工組合中央金庫による「地域中核企業支援貸付」等
取引先中小企業への波及など地域経済への影響力が大きい企業（中堅企業を含む）への長期資金の供給